

- I. 部活動の適切な運営のために
 1. 学校の方針の策定
 2. 年間計画等の作成
 3. 学校の方針と年間計画等の公表

- II. 指導・運営に係る体制について
 1. 部活動設置における基準
 - a) 部活動の新設基準
 - b) 部活動の新設に伴う手続き
 - c) 部並びに同好会の休止について
 - d) 部並びに同好会の廃止について
 - e) 適正な数の部活動の設置
 2. 顧問の任命について
 3. 部並びに同好会の活動内容の把握と指導等
 4. 研修内容の周知
 5. 適切な勤務時間の管理等

- III. 部活動の活動時間について
 1. 適切な休養日及び活動時間等の設定
 2. 休養日及び活動時間等の公表
 3. 参加大会等の精査

- IV. 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組
 1. 体罰等禁止の徹底
 2. 適切な人間関係の形成
 3. 生徒の意見を反映した指導
 4. 生徒のよさを伸ばす指導
 5. 無理のない練習
 6. 運動部・文化部活動指導手引の活用

- V. 生徒の健康・安全確保
 1. 危機管理の徹底
 2. 部・同好会顧問及び部活動指導員等の直接指導
 3. 施設設備等の安全点検
 4. 活動場所の安全配慮
 5. 大会引率

- VI. 部活動の活性化を図るために
 1. 各種会議の開催と研修会への参加
 - a) 顧問会議
 - b) 部長会

c) 指導力向上の研修

2. 開かれた運動部活動

a) 部活動指導員及び外部指導者の活用

b) 体験入部期間の設定

c) 部活動参観等について

d) 生徒校外活動参加の推進

3. 地域との連携等

a) 地域や保護者等との連携・協働

b) 保護者の理解

I. 部活動の適切な運営のために

1. 学校の方針の策定

校長は、スポーツ庁より発表されている「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、並びに文化庁より発表されている「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、毎年度の初めに、「学校の部活動に係る活動方針」を策定することとする。

2. 年間計画等の作成

各部活動の顧問は、「3か月活動計画」（活動日、休養日及び参加予定大会日程等を記載、別途参照）並びに毎月の活動計画願を作成し、生徒会に提出することとする。その後、関係部署で回覧を行う。

3. 学校の方針と年間計画等の公表

上記1で提出した活動方針及び活動計画等について、学校のホームページへ掲載し、公表することとする。「3か月活動計画」については該当する期間の初めに、各月の練習計画についてはその月の初めに公表することとする。

II. 指導・運営に係る体制について

1. 部活動設置における基準

a) 部活動の新設基準

新たな部活動の設置については、原則、高体連並びに高文連に設定されている競技・活動の範囲内で設置する協議を行うこととする。高体連並びに高文連に設定されている競技・活動以外の競技・活動については、生徒会、生徒指導部、教務並びに教頭での協議を必要とする。

b) 部活動の新設に伴う手続き

新たな活動を希望する生徒並びに教員は、生徒会 加茂を窓口として部活動新設の願いを提出することとする。

新設の申請については、7月1日より終業式までの期間、ならびに3月1日から修了式までの期間のみとする。

また、新設の申請をする場合については、顧問や活動場所の目途がついたうえで行うこととする。

その後、生徒会、生徒指導部、教務並びに教頭で協議したのち、運営委員会で協議を行う。

関係部署による協議後に新設が認められた部活動については、部活動顧問会議での承認を必要とする。過半数により設置が認められた部活動については、次年度より発足を認められる。初年度については同好会より活動を始め、その後活動実績や部員数等を考慮し、部へ昇格するものとする。昇格する際には、生徒会、生徒指導部並びに教頭による協議の上、部活動顧問会議にて過半数の承認を必要とする。部への昇格を承認された同好会については、次年度より部へ昇格するものとする。

c) 部並びに同好会の休止について

部員もしくは会員の数が0になった場合並びに学校長が活動の休止を判断した場合について、部並びに同好会は休止することとする。休止となる場合については、顧問は配置しないこととする。活動を再開させるためには、再開する部もしくは同好会の主顧問、生徒会、生徒指導部、教務並びに教頭による協議を必要とする。

d) 部並びに同好会の廃止について

部員もしくは会員の数が3年間0だった場合、部もしくは同好会内で生徒指導上重大な問題が発生した場合並びに学校長が廃止を判断した場合について、部並びに同好会は廃止となることとする。

e) 適正な数の部活動の設置

学校長は、生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部並びに同好会を設置することとする。

2. 顧問の任命について

学校長は、部並びに同好会の顧問の決定に当たり、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌や家庭の状況、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図ること。

3. 部並びに同好会の活動内容の把握と指導等

校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部並びに同好会の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、かつ、教職員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行うこととする。

4. 研修内容の周知

学校長は、県教育委員会が各部並びに同好会の顧問を対象とする、指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るために行う研修等の内容を、教職員及び部活動指導員等に周知すること。

5. 適切な勤務時間の管理等

学校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付 29 文科初第 1437 号）」8を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

III. 部活動の活動時間について

1. 適切な休養日及び活動時間等の設定

部活動並びに同好会活動における休養日及び活動時間については、家族で過ごす時間や家庭学習等にも取り組める時間を保障するとともに、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医科学の観点も踏まえ、以下を基準とすること。

なお、顧問は、休養日が設定できない場合や、活動時間が長時間になる場合には、必ず校長の承認を得た上で、生徒や保護者の同意を得ること。また、生徒の心身の状況はそれぞれ違うことから、部としての

一律の休養日や活動時間を設定するだけでなく、個別に休養日や活動時間を設定するなどの配慮をすること。

- 学期中は、週当たり1日以上休養日を設ける。日曜日並びに祝日の休養日を、一か月の中で少なくとも1日以上を休養日とする。
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部並びに同好会の活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けるよう努力する。
- 1日の活動時間は、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。活動に際しては、学校が設定している最終下校時間を遵守することを徹底する。
- 定期考査期間中の練習について、定期考査期間の週末、並びに翌週の週末に公式大会が行われる場合は、別途活動計画書を提出した場合のみ認められる。それ以外については許可しない。

2. 休養日及び活動時間等の公表

学校長は、各部・同好会の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

3. 参加大会等の精査

学校長は、生徒の教育上の意義や、生徒、部・同好会の顧問及び部活動指導員等の負担が過度としないことを考慮して、各部活動が提出した半期ごとの大会等参加一覧をもとに、参加する大会等を精査する。

なお、生徒会、教務、生徒指導部並びに教頭による協議において、過度な活動であると判断した場合については、大会等の出場を制限することもある。

IV. 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

1. 体罰等禁止の徹底

部・同好会の顧問及び部活動指導員等は、殴る、蹴る他、長時間にわたる無意味な正座、水を飲ませない長時間のランニング、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどと判断される言葉や態度などは、体罰等の許されない指導にあたるため、絶対に行わないこと。これらを厳しい指導として正当化することや信頼関係があれば許されると考えることは誤りであり、決して許されるものではないとの認識をもつこと。 ※「体罰によらない指導の手引」（平成25年8月福岡県教育委員会）参照

2. 適切な人間関係の形成

部・同好会の顧問及び部活動指導員等は、大会における結果のみを目指すのではなく、連帯感、責任感等を育成することに努めること。また、異年齢集団における上級生、下級生等の適切な人間関係の在り方についても指導すること。

3. 生徒の意見を反映した指導

部・同好会の顧問及び部活動指導員等は、独善的な指導ではなく、生徒との意見交換等を通じて生徒の主体性を尊重しつつ、目標や活動内容を検討すること。

4. 生徒のよさを伸ばす指導

部・同好会の顧問及び部活動指導員等は、生徒のよさを見つけて伸ばす肯定的な指導と叱る等を場面に応じて適切に行うこと。なお、厳しい言葉等を発した後にはフォローアップに留意すること。

5. 無理のない練習

部・同好会の顧問及び部活動指導員等は、生徒の発達の段階、体力、技能の習熟度に応じた練習や日々の健康観察に基づいた無理のない練習を行うこと。なお、スポーツ医科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があることや過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解すること。また、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。さらに、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

6. 運動部・文化部活動指導手引の活用

部・同好会の顧問及び部活動指導員等は、各競技団体等が作成する部活動指導手引を参考に、合理的かつ効率的・効果的な指導に努めること。

V. 生徒の健康・安全確保

1. 危機管理の徹底

部・同好会活動で生徒の突然死や熱中症等が発生していることに鑑み、事故の未然防止や事故が起こった場合の対処方法の確認、医療関係者等への連絡体制の整備を盛り込むなど、各顧問は生徒指導部が制定している危機管理マニュアルを周知徹底しておくこと。特に、近年の平均気温が上昇していることから、熱中症対策については次の点に十分留意すること。

- 活動前は、睡眠時間や朝食の摂取状況、健康状態等を把握し、活動に不安等のある生徒については、状況に応じて見学を指示するなど積極的に休養させること。
- 活動中の服装は軽装とし、帽子の着用やテントの活用等により、暑さを防ぐ工夫をさせること。また、活動中は、こまめな水分・塩分補給などを行わせるとともに、定期的な休憩をとり、濡れタオル等で体温放散に努めさせること。
- 活動終了後は、健康観察を十分に行うとともに、翌日以降も活動が続く場合は十分な睡眠をとるなど、健康状態の維持について指導を行うこと。
- 短時間で軽めの運動等、負荷の小さい活動から徐々に慣らしていくなど、きめ細かな計画のもとに活動を実施するように心掛ける。また、暑さ指数（WBGT）等を活用し、気象情報や生徒の体調を踏まえ、躊躇なく計画の変更・中断等を行うなど適切な措置を講ずること。

また、天候の急変による急激な気温の低下や、地震・落雷・台風・降雪等の自然災害にも十分留意し、生徒の健康・安全管理に万全を期す。なお、万一、事故が発生した場合は、本校の定める危機管理マニュアルに則り、迅速かつ適切な対応を行うこと。特に、初期対応を誤ると重大事故につながる可能性があることから校内研修会等により日頃からマニュアルの周知に努める。

2. 部・同好会顧問及び部活動指導員等の直接指導

部・同好会顧問及び部活動指導員等は、原則として生徒の活動に立会い、直接指導する。ただし、やむを得ず直接練習に立ち会えない場合は、他の運動部顧問や部活動指導員等と連携・協力したり、事前に生徒と安全面に配慮した練習内容の打合せをしたりする等により、安全配慮義務の遂行に努める。

3. 施設設備等の安全点検

学校長、部・同好会顧問及び部活動指導員等は、施設設備及び用具を適切に使用しなかったり、点検や確認を怠ったりすることが事故の要因となっていることを再認識し、器具等については、生徒に事前に使用法や危険性を十分に指導し、危険回避能力を身に付けさせる。なお、安全点検については「体育・スポーツ活動に関する学校安全点検の指針（平成 18 年福岡県教育委員会）」を参考に実施する。特に移動式設備・用具については確実に固定するとともに、保管時も転倒等の防止策を講じる。

4. 活動場所の安全配慮

運動部顧問及び部活動指導員等は、複数の部活動が同じ活動場所を使用して練習する場合等においては、人員配置により危険回避を呼びかけたり、ボールや陸上競技の投てき物などの到達範囲等を考慮し、練習内容に応じて活動時間を変更したりするなど、安全対策を確実に行う。文化部の活動においても、文化部顧問及び部活動指導者等が練習場所における安全対策を確実に行う。

5. 大会引率

引率責任者は、練習試合や大会への引率については、交通手段等も含め、保護者に対して、事前に十分な説明を行うこと。顧問及び部活動指導員が運転する自家用車等での引率については原則として行わず、公共の交通機関を使用することとする。マイクロバス等の引率責任者による運転で引率する場合については、事前に生徒会何や出張下命願にて明記することとする。

保護者の運転する自動車による引率については、乗車する生徒の家庭から誓約書を必ずもらうこと。

※マイクロバスでの引率については「県立学校の部活動におけるマイクロバスによる生徒引率について」（平成 21 年 3 月 24 日 20 教体第 3988 号 20 教教第 3502 号 20 教高第 5772 号）を参照すること。

VI. 部活動の活性化を図るために

1. 各種会議の開催と研修会への参加

a) 顧問会議

学校長、部・同好会顧問及び部活動指導員等は、年度初めの部活動顧問会議において、運動部活動の運営や指導の目標、方針及び計画、体罰禁止等について学校全体で共有すべき内容について確認する。また、指導方法や生徒の状況等について情報交換を行うとともに、練習場所や練習終了時刻など、全ての部が共通して遵守すべき項目や各運動部活動の独自の活動内容等、運動部活動の運営について確認できる場を設定する。

b) 部長会

学校長、部・同好会顧問及び部活動指導員等は、各部のキャプテンやリーダー的な生徒が、活動の在り方等について意見交換できる場として部長会を設定する。会議の内容等については、学校だよりや部活動新聞等に掲載するなど、生徒や保護者に積極的に紹介する。部長会については、生徒会が主催する。

c) 指導力向上の研修

運動部顧問及び部活動指導員等は、県や学校体育団体等が主催する指導者研修会等に専門外の顧問等も積極的に参加し、最新の研究成果等を入手するとともに、客観的な科学的根拠に基づいたスポーツ医・科学の見地や、コーチング及びマネジメントの理論、スポーツ・インテグリティの確保等を踏まえた指導に努めること。

2. 開かれた運動部活動

a) 部活動指導員及び外部指導者の活用

学校長及び部活動顧問は、地域のスポーツ指導者等の部活動指導員及び外部指導者（地域のスポーツ指導者等のうち、部活動指導員として任用されていない者）を活用するとともに、学校教育目標や部活動の方針等について共通理解を図ること。なお、部活動指導員及び外部指導者任せの指導にならないように、日常的な連携を図り、必要などときには顧問が部活動指導員及び外部指導者に適切な指示を行うこと。

部活動指導員及び外部指導者を設置する場合は、「外部指導者等申請書」を生徒会に必ず提出すること。申請が許可されたのちに、生徒会から「外部指導者証」を渡す。部活動に伴う活動中については常に「外部指導者証」を提示しておくこと。

b) 体験入部期間の設定

生徒が個に適した部・同好会活動を選定することができるよう、入学式以降2週間は、入部届を必要としない体験入部期間等を設定すること。なお、体験入部期間中に、部活動奨学生や自ら部・同好会に入部・入会する生徒について、入部届を提出することは妨げない。

c) 部活動参観等について

各部・同好会の顧問は、日頃の生徒の活動が保護者や地域住民の方々に理解を促進できるよう、開かれた活動を行うよう努めること。保護者が学校に駐車する必要がある場合については、事前に生徒会加茂まで申請すること。

d) 生徒の校外活動参加の促進

学校に設置していない競技に個人的に取り組んでいる生徒が、学校から大会に参加できるようにするために、また、生徒が活動に積極的に参加できるよう、土日祝日の登校日にクラブチームや社会体育等の大会が重なった場合には、その大会の内容を審議し、教育的意義が高いと判断した場合には、出席の取扱い等について協議する。

3. 地域との連携等

a) 地域や保護者等との連携・協働

校長、部活動顧問及び部活動指導員等は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、大学等との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に生徒を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進めること。

b) 保護者の理解

校長、部活動顧問及び部活動指導員等は、学校と地域・保護者が共に生徒の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、地域と連携した取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促すこと。